

生活経済学会学術交流委員会設置規程

第 1 条 本会会則第15条に定める学術交流委員会（以下「委員会」という）の設置は、本規程による。

第 2 条 委員会は、次の事項に関する企画・立案等の活動を行う。

- (1) 生活経済を軸とした、他学会や公的機関、諸団体との相互交流に関する事項
- (2) 共同研究の実施を目的とした学術交流部会の設置に関する事項
- (3) その他理事会又は担当理事会が特に付託した事項

第 3 条 委員会は、原則として委員 4 名以上で組織する。

2 会長は、委員のうち 1 名を渉外担当理事の中から、もう 1 名を担当理事の中から指名し、委嘱するほか、会員の中から 2 名以上委嘱する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、連続 3 期を除き再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 委員長は渉外担当理事をもってあて、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員の互選した者が、その職務を代行する。

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

第 7 条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

第 8 条 本規程の改廃については、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2015年度の総会において承認された日をもって施行する。